

## 「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンカモシカ）第3期」の概要

鳥獣保護管理法律第7条の2に基づき、今年度末に期間満了となる第二種特定鳥獣管理計画（ニホンカモシカ）第2期の内容を一部見直し、第3期計画を策定する。

### 1 「第二種特定鳥獣管理計画」の概要

- (1) 岐阜県が行うカモシカの管理に関する5年間の計画（計画期間：令和4～8年度）
- (2) カモシカは特別天然記念物であるため、本計画を策定し、個体群の安定的な維持を図るとともに、農林業被害の軽減のため、個体数調整捕獲（被害防止目的の捕獲）を実施する。

#### 【カモシカについて】

- ・1955年に国の特別天然記念物に指定（種指定）
  - ・1979年の環境庁、文化庁、林野庁の三庁合意により、原則捕獲を認めない保護地域等地域区分が設定され、保護地域以外において個体数調整捕獲が実施可能とされた。
  - ・本県でも2001年に特定鳥獣保護管理計画を策定し個体数調整捕獲を実施してきた。
  - ・2015年の法改正以後、第2種特定鳥獣管理計画で個体数調整捕獲を実施している
- ※カモシカの捕獲は、年度ごとに市町村が実施計画を策定し、鳥獣保護管理法の鳥獣捕獲許可と文化財保護法の現状変更許可を受ける必要がある。

### 2 計画のポイント

#### (1) 目的

- ・保護地域を中心とした個体群の安定的な維持
- ・農林業被害の軽減

#### (2) カモシカの生息状況

- ① 生息域 県内全域に分布が拡大
- ② 推定生息頭数

調査年度	平均生息密度（頭/km <sup>2</sup> ）	調査地点数	面積（ha）	推定個体数
2015	1.25	38	792,750	9,909
2020	1.67	38	791,501	<b>13,218</b>

※推計生息頭数は増加傾向を示しているが、限られたデータによる推定生息密度に、森林面積を乗じて算出した値であり、あくまでも参考値であることに留意

#### (3) 農林業被害の現状

	H28	H29	H30	R1	R2	被害の状況と今後の見通し
林業被害 (ha)	95	95	65	20	<b>44</b>	被害対象となる若齢林の減少により被害が減少したが、今後植栽地の増加に伴い被害が再び増加することが懸念される。
農業被害 (a)	1,119	974	578	664	<b>679</b>	防護柵設置等により減少傾向にあるが、依然被害は少なくない。

(4) 基本目標（計画終期 2027 年度）

①生息個体数の現状維持（2020 年度 推定生息個体数 13,218 頭）

②農業被害額 3,000 千円以下（2020 年度農業被害額 6,171 千円）

※ 林業被害における目標数値については、第 4 期岐阜県森林づくり基本計画において、再造林地の拡大を図るとされているが、各造林地の気候や地形により対応手法が異なり、特に積雪量が多い奥山地域では有効な手法を講じることが困難な造林地も見込まれることから、数値での目標は設定しない。

(5) 施 策（下線部は本計画における変更箇所）

① 地域区分の設定

- ・原則として捕獲を行わない保護地域、捕獲以外の手段で被害防除を行う防御地域、被害防除では被害が減らずやむを得ず捕獲を行う管理地域の 3 区分を設定

② 個体数調整捕獲（被害防止目的の捕獲）

- ・管理地域（やむを得ない場合には防御地域）において防御対策を実施しても被害が減らない場合に必要最小限の捕獲を実施。
- ・捕獲は捕獲実施団地を設定し、団地ごとに上限（4 頭）以内の捕獲が可能
- ・捕獲頭数は、専門家（岐阜県特定鳥獣管理計画検討委員等）に指導、助言を受けた上で決定する。

※第 2 期計画では、団地を面積規模で 3 つに区分し規模に応じて上限 1～3 頭としたが、環境省ガイドラインに合わせて修正

③ その他

- ・広域カメラモニタリング調査等で得られた生息分布等の情報を本計画及び市町村が作成する年次計画に反映。また本計画についても必要に応じて修正を行っていくなど、モニタリングを強化することとした。